

配偶者からの暴力相談等対応票

その1

受理日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分			
取扱者	所属	都道府県		警察署
	氏名			
相談等の様態	来室	電話	その他 ()	
被害者	氏名	性別	男 女	
	生年月日	年 月 日	(歳)	
	住所			
代理人	氏名	性別	男 女	
	生年月日	年 月 日	(歳)	
	住所			
	被害者との関係	父母	兄弟姉妹	弁護士
	その他 ()			
加害者	氏名	性別	男 女	
	生年月日	年 月 日	(歳)	
	住所			
	被害者との関係	婚姻の届出をしている者 事実上婚姻関係と同様の事情にある者 離婚をした者又は婚姻が取り消された者(年 月 日) 事実上婚姻関係と同様の事情にあったが、事実上離婚したと同様の事情に入った者(年 月 日)		

一時避難先等閲覧されることが不適切な住所は記載しないこと。その場合は、生活の本拠としている地(住民票の地等)を記載し、(避難中)を付記すること。

別添 2

配偶者からの暴力相談等における「相談簿」の記載事項

- 1 取扱者
所属、課・係、職名、氏名を記載すること。
- 2 被害者住所
対応票に一時避難先等の現に居る地を記載しなかった場合に記載すること。
- 3 電話番号
被害者、代理人、加害者の連絡先電話番号を記載すること。
- 4 同伴者の人定事項
相談時に被害者に同伴していた者の住所、氏名、性別、生年月日、連絡先電話番号を記載すること。
- 5 被害届・告訴状の提出意思
被害届・告訴状の提出意思の有無及び提出の状況を記載すること。
- 6 被害者の要望
被害者の要望に係る事項で対応票に記載していないが、事後の対応等に必要な事項(被害者が紹介を要望する関係機関の名称等)を記載すること。
- 7 子に対する面接交渉権に関する事項
申立てに係る子の面接交渉権の有無等について聴取し、その後確認した状況を記載すること。
- 8 児童虐待に関する事項
子に対する児童虐待又はそのおそれの有無、その状況について記載すること(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)において、児童が同居する家庭における配偶者からの暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待に当たるとされている。)
- 9 被害者の親族等に関する事項
申立てに係る被害者の親族等の住所、生年月日、連絡先電話番号を記載すること。
- 10 援助の実施に係る事項
援助の申出を相当と認めるか否かの判断、相当と認めなかったときの理由、申出人への説明状況、申出人が求めた援助の内容、実際に講じた措置及び教示した内容等援助の実施に係る事項について記載すること。
- 11 処理結果
部内引継ぎに係る引継先、刑罰法令等適用による事件化の状況、その他の参考事項を記載すること。
- 12 指示事項
処理に対する幹部の指示事項を記載すること。
- 13 裁判所からの照会関係
裁判所名及び当該裁判所からの照会年月日時、当該裁判所への回答年月日時を記載すること。

14 配偶者暴力相談支援センターとの連携

対応票に係る配偶者からの暴力事案について保護命令が発出された場合、当該保護命令が裁判所から配偶者暴力相談支援センターへ通知された否か、通知された場合の連携状況等を記載すること。

15 対応経過

初回相談受理後に警察職員から被害者に対し連絡を取ったときの状況を記載すること。